

公益財団法人浜松国際交流協会会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人浜松国際交流協会定款第32条の規定に基づき、会員について必要な事項を定める。

(会員の種別)

第2条 会員の種別は、次のとおりとする。

(1) 一般会員 公益財団法人浜松国際交流協会（以下「協会」という。）の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 協会の目的に賛同し、協会の事業を援助する個人又は法人
(入会)

第3条 会員として入会しようとする者は、入会申込書（第1号様式）により、代表理事に申し込まなければならない。

(特典)

第4条 会員は、協会が主催する講座等への参加特典及び協会の発行する情報紙等の配付を受けることができる。

(会費)

第5条 会員の会費は、年額とし、次のとおりとする。

(1) 一般会員 1口 3,000円

(2) 賛助会員 1口 30,000円

2 一般会員は2年一括支払いができるものとし、別表に定める額とする。

3 会費は、新規加入の場合は、入会時に納入し、継続する場合は会員の資格が切れる前に速やかに納入するものとする。

(会員の期限)

第6条 会員の期限は会費を納めた日から1年間とし、2年一括払いの会員は2年間とする。

(会費の使途)

第7条 第5条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡、若しくは連絡がとれないとき、又は会員である法人が解散したとき。

(3) 1ヶ月以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは退会する旨を事務局に届け出るものとする。

(除名)

第9条 代表理事は、会員が次の各号の一に該当する場合には、除名することができる。

(1) 協会の定款又は規程等に違反したとき。

(2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に違反したとき。

(会費の不返還)

第10条 既納の会費は、返還しない。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に財団法人浜松国際交流協会の会員であった者は、この規程による会員とみなす。
- 3 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (附則関係)

納入方法	会 費
1年払い	3,000円
2年一括払い	5,000円